

# 自家用航空機 共同所有運航モデルのご説明

(航空運送事業に該当しない運用形態について)

## 1. 機体の法的位置付け

登録区分：自家用

各共有者は正式持分登記済

各共有者が固定資産計上

減価償却は各共有者が実施

本機は「真の共有資産」であり、利用者は共有者に限定される。

## 2. 共有運航の位置付け

運航主体：各共有者

運航決定権：各共有者

Go/NoGo 判断：選任操縦士 (PIC)

成美トラスト：事務代行のみ

共有者利用時において、当社は運航統括を行わない。

## 3. 金銭の流れ

共有運航時に徴収する費用：

実費燃料費

実費着陸料

実費ハンドリング費

固定維持費按分 (月額)

## 4. 貸渡運航との明確な分離

貸渡利用時は共有運航と区別

操縦士は事業用操縦士に限定

操縦士報酬は利用者が直接支払

当社は操縦契約の当事者ではない

## 5. 安全管理体制

整備は法令に基づき実施

耐空検査・無線検査適法実施

保険契約において操縦士要件を明確化

## 6. 本モデルの位置付け

本モデルは：

航空運送事業

不定期航空運送事業

航空機使用事業

のいずれにも該当しない

「共有者の自己使用モデル」である。